

令和3年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書  
(回答)

令和3年11月12日

佐賀市

## 1 稼げる農業の確立について

本市の農業は、地域の気候や地形等に応じて、中山間地域では、米やレタス等の野菜、みかん等の果樹、キク等の花きなど、また、平坦地域では、米、麦、大豆をはじめ、たまねぎ等の露地野菜、アスパラガス等の施設野菜、バラ等の花きなど、本市の強みを活かした多様な農産物が生産されている。

このような中、近年頻発している集中豪雨による自然災害や気候の変動、病害虫の発生などにより農産物の収穫量が安定せず、加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により一部の農産物の販売価格が低下するなど、依然として農業所得は伸び悩んでいる。

このため、市内の農家からは、「農業者の安定した生活と経営ができるような施策の実施を要望する」「米の消費量の減少に歯止めがかからず、水田農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある」

「農業所得の向上及び遊休農地の発生防止・解消のために露地野菜の作付けをさらに推進してみてもどうか」などの意見が寄せられている。

このほか、「中山間地域の農家がドローンを導入したが、経営面積が小さい中では初期投資に厳しいものがあり、共同購入にも課題がある」「農産加工品の製造・販売を行うための指導やサポートをお願いしたい」「安定した農業収入を得るために、市内農産物等のブランドの育成・強化をしてほしい」などの意見も寄せられている。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いする。

## (1) 米の内需拡大に向けた施策の推進

### 【回答】

主食用米の需要は、食生活の変化や少子高齢化により中長期的に減少傾向であり、最近は需要減少が加速化し、国では全国ベースで毎年10万トンずつ減少していくものと予測されています。

このことから、本市や生産者、JA、小売店等で組織する佐賀市特産物振興協議会を中心として、市民を巻き込んだ「ファーム・マイレージ運動」の展開、市内市街地の小学校児童を対象とした米づくり学習「新米を食べよう！」の開催、各種イベントでの市産米PR、更には市職員を対象とした市内販促など、市民や小売店、生産者、行政等が連携して「米の消費拡大の輪」を広げ、地産地消に取り組み、市内における米の需要拡大を図っています。

また、地域ブランドを目指す米については、都市圏で開催されるPRイベント等への出展を行うなど、市内外における市産米の需要拡大に取り組みます。

## (2) JA等と連携し、露地野菜栽培講習会開催の検討、並びに地域の特性に応じた露地野菜品種の情報提供

### 【回答】

現在、佐賀県内で取り組んでいる「さが園芸生産888億円推進運動」のなかで露地野菜に関しては、「集落営農法人等への新規作付の推進による面積の拡大」が目標達成に向けた取組強化の方向として挙げられており、特に重点品目とされているタマネギについては、JAと普及センターで安定生産に係る検討や貯蔵時の腐敗防止対策の検討などが行われているところです。

本市としましても、露地野菜を推進していく中で、JAや普及センターと連携し、地域の特性に応じた露地野菜に関する情報提供や栽培講習会の開催について、検討していきたいと考えています。

### (3) JA等と連携し、ドローンなどのスマート農業機械のシェアリングなどの農業支援サービスの検討

#### 【回答】

農業支援サービスとは、農業現場における作業代行やスマート農業技術の有効活用による生産性向上支援等、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のことをいい、データ分析やドローン散布等の作業受託、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等、農業を支援するサービスです。

スマート農業機械のシェアリングについてJAに確認したところ、現在実施されている農業機械のレンタル事業においては、ドローン等のスマート農業機械の取り扱いはないとのことでした。

しかしながら、今後の農業を考えた場合、農作業の省力化や負担軽減、熟練者でなくても高度な営農が可能となるスマート農業は推進していくべきであることから、導入コストを低減し、誰もがスマート技術を利活用できる農業支援サービスについては、引き続き注視していくとともに、JAなどに対する働きかけについても検討していきたいと考えています。

### (4) 農産物の付加価値を高めるための6次産業化の取組みの推進

#### 【回答】

本市では、6次産業化に取り組む農家に対して、専門職員による

商品開発や販路開拓などに関する相談対応、加工品の開発や改良に取り組む経費に対する補助、市が一定の基準で審査し優れた6次産品として認定する『いいモノさがし』制度の運用、販路拡大のための商談会出展などの支援を行っています。

特に、『いいモノさがし』として認定された商品は、現在、36商品で、市ホームページや専用パンフレットでの紹介のほか、ふるさと納税返礼品として採用し、全国に向けて情報発信を行っています。この『いいモノさがし』に認定されることで、ほとんどの商品が、認定前と比較して、売上を伸ばしています。

農家の所得向上や雇用の拡大、地域活性化を図る施策の一つとして、今後も「6次産業化」を推進していきます。

## (5) 農産物や加工品の市場における競争力を高めるためのブランド化の推進

### 【回答】

米の全国食味ランキング11年連続特Aの「さがびより」や4年連続特Aの「夢しずく」は、本市を代表する米の主力品種であり、全国的に品質が認められた佐賀県のブランド米となっています。

また、中山間地の「コシヒカリ」、大和町のみかん「あんみつ姫」、川副町の「光樹とまと」といった高品質な農産物は、市場で高い評価を受けています。さらに、循環型・環境保全型農業で生産に取り組む東与賀町の「シギの恩返し米」も地域ブランドとして期待されています。

このほか、『いいモノさがし』商品も、オリジナルブランドとし

て市内外の消費者から支持を得ています。

このように独自に定めた栽培方法や品質基準を満たす高品質な農産物や6次製品の生産者に対しては、市内外で開催される商談会や販売イベント等への出展を支援しています。

また、インターネット販売など新たなチャンネルでの販売や海外への輸出に意欲がある農家に対しては、販路開拓の支援を行い、市内外における消費者の認知度を高め、本市全体のブランドイメージ向上と定着を図っていきます。

## 2 担い手の育成と確保について

現在、本市では、担い手の育成と確保に向けて認定農業者や新規就農者、集落営農組織・法人組織に対する様々な施策が講じられている。

このような中、市内の農家からは、「今後、農業の担い手がさらに不足することは確実である」「高齢化が一段と進み農地を守れなくなっている」「新規就農に関する支援策等を、農家に限らず広く一般市民にも周知してほしい」「規模拡大や近代農業を維持していくために、農業用機械の買い替えに対する補助事業の要件を緩和してほしい」「農業後継者がいないため、将来のことを考えて集落営農組織に参加したが、ここも同じく後継者がいない状況である。現在、参加した集落営農組織では法人化を検討しているが、持続可能な経営体としての法人設立のノウハウがない」「水田農業を維持するために兼業農家や小規模農家への支援を行い、現在の農家数を維持してほしい」などの意見が寄せられている。

このほか、「地区外からの新規就農者に関しては、地域住民との接点を多く持つための企画等が必要ではないか」といった意見も寄せられ

ている。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いする。

## (1) 新規就農に関する支援制度や支援内容等の幅広い周知の強化

### 【回答】

新規就農に関する支援制度や支援内容については、市、県、JA、県農業公社、全国新規就農相談センターなど各々のホームページで公開しており、農業者に限らず広く周知しているところです。

また、上記関係機関の各窓口での相談対応のほか、県やJAなどの関係機関とともに、佐城農業改良普及センターにて、ワンストップによる相談窓口を設置しています。

さらに、トレーニングファーム研修生募集に関しては、別途に「マイナビ」などの就農サイトを通じて、募集記事の掲載など行っています。

今後とも関係機関と一体となって、就農に関する制度等の周知に努めていきます。

## (2) 国・県と連携し、農業用機械更新の補助事業について、時代のニーズに即した要件緩和の検討

### 【回答】

特に国の補助事業の要件については、そのハードルが高く、また、現在、農業用機械を単純更新するための補助事業はありません。

しかしながら、農家から、更新できるよう補助事業の要件を緩和してほしいという意見はお聞きしているところです。

これらの意見については、これまでも、国や県に対して伝えてき

ましたが、今後も、様々な機会を利用しながら、しっかりと伝えていきたいと考えています。

また、新たな補助制度の創設や既存制度の要件変更についても、状況に応じて、要望していきたいと考えています。

### (3) 持続可能な経営体としての法人設立に向けた集落営農組織への指導・支援

#### 【回答】

経営組織の法人化は、地域農業を守り安定的な農業経営を持続していくための手段の一つであると考えています。

そこで、集落営農組織の法人化を含めた地域内での話し合いや専門家を招いての勉強会、先進事例の調査・研究等を行う場合、必要となる経費に対して支援していくとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、話し合い等の場で支援や指導を行っていきます。

### (4) 水田農業の維持に向けた兼業農家・小規模農家への支援策の検討

#### 【回答】

水田農業の維持のため、兼業農家や小規模農家は、農道・水路などの農業インフラの維持管理などの面で重要な役割を果たしているものの、単体による小規模な経営では、農機具等の所有や更新をしていく上で採算性が低く、将来を見据えた安定的な経営が見込みにくいことが課題として挙げられます。

そのような中、国では集落営農組織を再評価し、組織の活性化に向けた人材確保や収益力の向上に向けた取り組みなどを支援する



事業を、令和4年度に創設される見込みです。

本市としても、集落営農組織や農業法人、共同での機械所有ができる組織など、経営の安定が見込めるような組織の設立に向けた支援は、今後も引き続き行っていきます。

また、兼業農家や小規模農家への支援策については、農家から要望があっていることを国や県に伝えていくとともに、他自治体の事例などについても研究していきたいと考えています。

## (5) 新規就農者と地域住民が接点を持つための企画等の検討

### 【回答】

地域外から新規に就農する者にとっては、特に、就農・居住地域の方々からの支援を受けながら信頼関係を築いていくことは大切なことだと考えています。

そこで、地域住民と密接な交流が図られ、就農地域の中で良好な営農ができるよう、新規就農者に対して地域行事への参加や生産部会への加入などを呼びかけるとともに、関係機関と連携して同世代等による会合の開催などを検討していきます。

## 3 生産基盤づくりについて

土地利用型農業が盛んな本市では、農業生産基盤の整備が進められてきたが、それらの設備等の老朽化が問題となっている。

また、本市における有害鳥獣被害に対しては、ワイヤーメッシュ侵入防止柵等の整備や捕獲活動が行われ、このほか、多くの地域では、多面的機能支払制度などを活用して農村環境の維持活動に取り組まれている。

このような中、市内の農家からは、「ほ場整備後、長い年月が経過し、排水設備等の老朽化が要因で大豆・麦などの生育に悪影響を及ぼしているため、早急に暗渠排水設備の再整備をしてほしい」「農業用水路の法面が崩壊して危険な箇所がある」「近年、カラス・カモによる農作物の被害が増加している」「水田や水路においてジャンボタニシが異常繁殖し、その駆除に大変苦慮している」といった意見が寄せられている。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いする。

### (1) 土地改良区等と連携し、老朽化した暗渠排水設備の早急な再整備の推進

#### 【回答】

ほ場整備後の経年による老朽化した暗渠排水の再整備については、各土地改良区が行う「農地耕作条件改善事業」の補助金として、支援をしています。

- ・事業実施団体：佐賀市土地改良区、川副町土地改良区
- ・負担割合：国 50%、県 17.5%、市 17.5%、農家 15.0%

また、暗渠排水事業と農業用排水施設整備事業を組み合わせる実施することにより、農家負担も軽くなる「県営経営体育成基盤整備事業」を久保田地区で行っています。

この事業は、令和3年3月に国の事業採択を受け、令和4年度に工事着手の予定です。

- ・負担割合：国 50%、県 27.5%、市 11.25%、農家 11.25%

今後も、早期完了に向けて、国・県をはじめ土地改良区等の関係機関と連携強化を図っていきます。

## (2) 農業用水路法面の適切な維持管理・補修工事の実施

### 【回答】

農業用水路の補修工事については、国営・県営によるクリーク防災事業が行われています。

現在の事業の進捗状況については、国営事業は、平成24年度から令和9年度までを工期として、整備計画延長約100kmに対し、令和2年度までの整備済延長は約46kmで、進捗率は約46%となっています。

県営事業は、平成24年度から令和11年度までを工期として、整備計画延長約336kmに対し、令和2年度までの整備済延長は約203kmで、進捗率は約60%となっています。

・負担割合：国55%、県35%、市5%、農家5%

また、地元負担がない「多面的機能支払交付金」の活用を推進しています。

・負担割合：国50%、県25%、市25%（※農家の負担なし）

多面的機能支払交付金の取組をされていない地区については、本市の事業として、原材料支給制度（市が支給のため100%補助）や浚渫補助金制度（機械70%以内、人力20%以内）により、支援を行っています。

## (3) 農作物に被害を与える有害鳥獣駆除の取組みの一層の強化

### 【回答】

獣類であるイノシシやアライグマについては、平成30年度から通年捕獲を実施しています。また、カラスやカモなどの鳥類については、各地区で時期に差があるものの、市内全域において5月から

翌年1月にかけて駆除活動を実施しており、令和2年度からは個体数調整を目的とした駆除を、2月から3月にかけて実施しているところです。

令和3年度においては、鳥獣害対策の一層の強化を図るため、これまでの対策に加え、主に以下の取組を新たに実施しているところです。

- ・新規狩猟免許取得者に対する免許取得費用の助成
- ・駆除従事者に対する捕獲器具の購入助成
- ・国庫補助事業の要件を満たさない圃場へのワイヤーメッシュ柵の設置に係る助成額の拡充及び助成メニューに電気柵の設置を追加
- ・「地域でできる有害鳥獣対策」に関する講話の開催
- ・侵入防止柵の維持管理に係る集落点検の実施
- ・地域住民による自衛組織の設立に向けた支援

加えて、令和2年度、全県的にカモによる麦の食害が増加したことを受け、専門家を招聘し、国、県、猟友会、JA参加の下、カモによる被害と対策について勉強会を開催し、現在、県等とともに、効果的な対策について検討しているところです。

今後も、猟友会による駆除活動と農家や集落による自衛活動を総合的に推進するとともに、国や県、専門家等と連携しながら、農作物被害の軽減を図っていきたいと考えています。

#### (4) 県・JA等と連携し、ジャンボタニシの被害低減策の検討と抜本的な駆除方法の研究

**【回答】**

ジャンボタニシにつきましては、ここ2～3年は暖冬により越冬する個体数が多く、米の生産者にとっては、その駆除や被害に大変苦慮されていることと思います。冬の冷え込みが厳しいと越冬する個体数は減るものの、九州地方の平坦地では死滅するには至らず、圃場や水路、その周辺で越冬します。また圃場では1年水がなくても土の中で生存するなど、駆除が難しい状況です。

被害の低減策としましては、浅水管理と薬剤による防除が多く取り組まれており、効果も確認されているところです。この他、「貝の捕獲」、「卵を水面に落とす」、「侵入口に網をつける」なども有効な手段として考えられます。

生産者の負担にはなりますが、これらの方法を用いて、被害の低減に努めていただきたいと思います。

また、抜本的な駆除方法の研究については、今後も県やJAなどで構成する佐城農業指導者連絡協議会の作物部会などで研究していきたいと考えています。

そして、新たな情報や薬剤による防除方法などについて、県やJAと連携して情報の発信や技術指導に努めます。

#### **4 生産者と消費者の相互理解の促進について**

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、市内の農家は、消費者に安心して食べてもらえる農産物の生産に努めており、市内のスーパーや農産物直売所では、地元農産物の販売が積極的に行われている。

一方、農作物の自作等に興味を持つ市民がおり、それらの市民が、実際に自ら農作物を作る機会やそれに関連した情報を得る機会等が

少ないといった実態もある。

このような中、市内の農家からは、「安全・安心な食料の自給率を高めるために、消費者との相互理解を深める必要がある」「農業をやったことがない街中の人も野菜などを作りたいと思っている人は多いと思う」「遊休農地の恐れがある農地を市民農園にしてはどうか」といった意見が寄せられている。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いする。

### (1) 地元農産物購入（地産地消）の啓発活動の強化

#### 【回答】

佐賀市特産物振興協議会では、新鮮で、安全・安心な市産農産物の地産地消を推進するため、「ファーム・マイレージ運動」を展開しています。

本運動では、市内の直売所やスーパーなどで販売される市産の農産物に目印となるシールを貼り、このシールを集めて応募すると抽選で農産物等が当たるプレゼントキャンペーンを年4回実施しています。

本運動の協力店は、令和2年度新たに13店舗が登録され、現在、43店舗となりました。キャンペーンの応募数につきましても、令和2年度で前年度比42%増となるなど、消費者の地産地消に対する関心は大きな高まりを見せています。

今後とも、小売店や関係機関等と連携し、市民が地産地消に参加しやすい環境を整え、市全体で地産地消の推進に取り組めます。

また、地産地消の推進の核となる各地域の農産物直売所等につきましては、エリアマップの作成や市ホームページを活用し、PR強化と集客力向上に努め、消費者へ新鮮で、安全・安心な農産物の情

報を提供していきます。

## (2) 安全・安心な地元農産物に関し、生産者と消費者の相互理解を深める取組みの強化

### 【回答】

豊かな農産物が育まれる優れた食環境を次世代に余すことなく伝えるため、本市では「佐賀市食育推進基本計画」の目標に「地産地消」の推進を掲げています。

各家庭や幼稚園、保育園、学校、企業、地域等では、産地を確認して農産物を購入する、給食への導入を促進する等、それぞれの役割に応じた取組を実践されています。

本市では、消費者が安心して市産の農産物を購入できるよう、農産物直売所、加工所等の情報提供や「ファーム・マイレージ運動」等に取り組み、生産者と消費者をつなぐコーディネート役を果たしていきます。

また、農家自らが生産した農産物を消費者に対面販売する農産物フェアや軽トラック市などの集客が見込めるイベント等を通して、生産者と消費者の交流機会を創出していきます。

## (3) 市民農園の利用促進、市民への農業体験の機会提供の増加及び市民農園等の情報提供の強化

### 【回答】

市民が「農」にふれあう機会をつくるため、本市では、中心市街地における体験農園の開催や三瀬体験農園の運営を行うとともに、農家による市民農園開設を支援するため、運営のアドバイスや制度の説明、国等の補助事業の活用相談などを行っています。

また、市では、米やサツマイモづくりを通して有機農業を学ぶ家族向けの「ほんなもんぼ体験学校」、ひょうたん島公園でのもち米づくり体験、本市農業の応援団「さがん農業サポーター」を対象としたみかんやりんごの農作業体験イベント、食と農の体験交流ツアーでの椎茸菌打ちや枝豆収穫体験などを開催し、市民が年間を通して様々な農業を体験できる機会の提供を行っています。

コロナ禍においては、このような市民農園や屋外での農業イベントが注目を集め、参加者は増加傾向にあります。

各種イベント開催時や市ホームページ、市報を活用した、民設、公設の市民農園と農業体験に関する情報の発信により、市民農園の利用と農業体験への参加を促進していきます。

## 5 農山村の振興について

農山村地域では、人口減少と高齢化が進行しており、このことが地域経済の低迷や小規模・高齢化集落の増加による地域活力の低下を招いている。

また、人口減少と高齢化の影響により、地域における生産組合などの共同活動を行う上で若い担い手が不足し、農作業のみならず、様々な地域活動にも支障が生じている。

このほか、安心して豊かに暮らせる農山村を形成するために、集落内の水路の再整備を必要としているところがある。

一方、近年、農山村地域に対しては、市内外の都市住民を中心に、豊かな食・環境・観光等へのニーズが高まっている。

このような中、市内の農家からは、「集落内の水路は汚泥が堆積し、豪雨の時などは氾濫するので、早急に、水路の改修や浚渫をしてほしい」「水路に外来植物が繁殖しているので、効果的な駆除方法等を検討



してほしい」「自分の地域は人口が激減し、限界集落に近づいている」  
「農山村振興の取り組みの必要性を認識している高齢者が多くいるうちに、その高齢者らの協力を得て取り組みの成果を上げれば、若者も巻き込んでいくことができるのではないか」「農業従事者の高齢化・後継者不足により、高齢者でも農区員を2回も3回も引き受けざるを得ない状況にある。高齢者には負担が大きいので、農区員制度の改革が必要ではないか」といった意見が寄せられている。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いする。

#### (1) 安全・安心・快適な生活環境の整備に向けて、農村集落の水路の早急かつ適切な維持管理・改修等の実施

##### 【回答】

前述したとおり、農村集落の水路の維持管理については、多面的機能支払交付金をはじめ、原材料支給制度や浚渫補助金制度により支援を行っております。

また、水路の改修等については、現在、農村振興総合整備事業により、平成24年度から令和4年度までの工期で農業集落道路や農業集落排水路を整備して、生活環境の改善に努めています。

- ・佐賀地区：9地区（西与賀、嘉瀬、北川副、本庄、蓮池、大和、諸富、川副、東与賀）
- ・事業内容：事業費 17億3,580万円
- ・道路8路線 L=2,284m、水路49路線 L=20,197m
- ・負担割合：国50%、県15%、市35%（※地元負担なし）

#### (2) 水路で繁殖している外来植物の効果的な駆除方法の検討の強化

## 【回答】

本市では、平成22年度から特定外来生物のナガエツルノゲイトウの生育が確認され、平成26年度からは同じく特定外来生物のブラジルチドメグサの生育が確認されています。

ナガエツルノゲイトウは、平成25年度から防除実施計画を策定し、また、ブラジルチドメグサにおいても平成27年度に防除実施計画を策定し、例年防除を実施しています。

特にナガエツルノゲイトウの繁茂が著しい嘉瀬地区では、今年度から県が着手する県営クリーク防災機能保全事業による水路整備において、法面に張りコンクリートを行い、繁茂抑制に努めています。

また、本市においても県営クリーク防災機能保全事業に取り組まない路線の中から繁茂が著しい路線を選定し、緊急浚渫推進事業により根から除去を行い、効率的な駆除の実施に努めます。

## (3) 地域住民による農山村の活性化に向けた体制づくりの推進

### 【回答】

中山間地域では、農業・農地を守る取り組みを行う集落や新たな広域営農システム設立を目指す組織を「チャレンジ集落」に選定し、他地域のモデル地区として、地域内での話し合いや専門家を招いての勉強会、先進事例の調査・研究等を行う場合、必要となる経費の負担などについて重点的に支援しています。

今後は、これらの取り組みの進捗状況を把握しながら、他地域に波及させることができないか検討していきます。

## (4) JAとも連携し、農区員制度の改革・見直しの検討

### 【回答】

ご意見にあるように、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農区員を引き受けるのが難しいといった相談も本市に寄せられているところです。

また、JAの組織である生産組合においても、生産組合長の現状は農区員と同様の状況であり、JAとしても今後の大きな課題と捉えられています。

そのため、今後もJAと意見交換等をしてしながら、農区員制度の在り方について、研究していきたいと考えています。